

# 建築基準法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の許可基準の正誤表

令和 5 年 7 月 28 日付で改正した「建築基準法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の許可基準」について、改正後の基準に誤りがございましたので以下のとおり訂正いたします。(令和 5 年 10 月 20 日)

誤	1 (7) イ 存続期間が 3 か月を超える仮設建築物は、屋根の構造を令第 136 条の 2 の 2 の規定に適合するものとし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に令第 109 条の 2 に規定する基準に適合する防火設備を設けること。
正	1 (7) イ 防火地域又は準防火地域内における存続期間が 3 か月を超える仮設建築物は、屋根の構造を令第 136 条の 2 の 2 の規定に適合するものとし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に令第 109 条の 2 に規定する基準に適合する防火設備を設けること。

## 【参考】令和 5 年 7 月 28 日改正時の新旧対照表（抜粋）

旧	新
建築基準法第 85 条第 5 項の規定に基づく仮設興行場等の許可基準	建築基準法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の許可基準
平成 27 年 4 月 13 日 制 定 平成 30 年 9 月 25 日 最終改正	平成 27 年 4 月 13 日 制 定 令和 5 年 7 月 28 日 最終改正
1 延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以下の仮設建築物については、次に掲げる基準に適合すること。  (省略)  (7) ア (省略) イ 存続期間が 3 か月を超える仮設建築物は、 <u>法第 63 条及び法第 64 条の規定に適合すること。</u>  (省略)	1 延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以下の仮設建築物については、次に掲げる基準に適合すること。  (省略)  (7) ア (省略) イ 存続期間が 3 か月を超える仮設建築物は、 <u>屋根の構造を令第 136 条の 2 の 2 の規定に適合するものとし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に令第 109 条の 2 に規定する基準に適合する防火設備を設けること。</u>  (省略)